

神奈川県立公文書館におけるデジタルアーカイブ

神奈川県立公文書館資料課主査

岡悦郎 おか・えつろう

1. 神奈川デジタルアーカイブとは

「神奈川デジタルアーカイブ」は、神奈川県立公文書館と神奈川県立図書館で所蔵している特色ある神奈川県関係資料等の電子データを、インターネット環境を通じて広く公開するため、両館が共同で設置しているホームページであり、アドレスは以下の通りである。

http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/digital_archives/index.html

神奈川デジタルアーカイブに掲載されている神奈川県立図書館の資料も大変貴重なものであるが、紙面の関係もあり、小論では、神奈川県立公文書館が担当する神奈川デジタルアーカイブとその作成の経緯、今後の課題等を簡単に紹介させていただきたい。

本稿を執筆している平成25年1月時点で、神

奈川県立公文書館が担当する神奈川デジタルアーカイブには、以下の6つの資料群、画像数で約22万コマがアップロードされている。^{1, 2}

なお、()内は、後述する公文書館所蔵資料電子化事業として電子化を実施した年度である。

(歴史的公文書)

郡役所文書 簿冊146冊 約79,000コマ(平成21～22年度)

県会・参事会文書 簿冊127冊 約119,000コマ(平成22年度から実施中)

(古文書・私文書)

山口コレクション 253点 約3,900コマ(平成21年度)

中世諸家文書 84点 約1,000コマ(平成22年度)

神奈川宿本陣石井家文書 1,063点 約19,000コマ(平成23年度)



(図1)

(図書・刊行物)

土地宝典 36冊 約 1,500 コマ (平成 21 年度)

以下に、具体例として、実際のページの例を掲載しておく。

(図 2) は、上述の郡役所文書の中の 1 ページを取り出したものであるが、このように各資料を 1 ページずつ電子画像化するとともに、その画像毎に HTML 形式の目録情報を添付し、利用者の閲覧に供している。神奈川県立デジタルアーカイブのどの資料についても、その基本的構造は同じである。

2. 神奈川県立公文書館所蔵資料の電子化と緊急雇用基金事業

(1) 「緊急雇用基金事業」としての「神奈川県立公文書館所蔵資料電子化事業」の実施

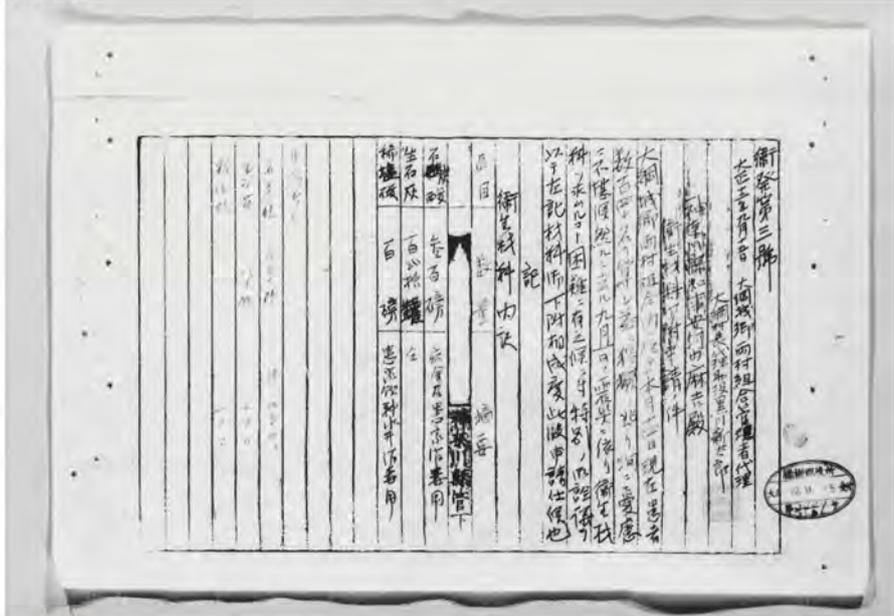
当館が所属する資料を電子化し、県民の方に広く利用していただくことは、長年の課題であったが、財政難のため独自の予算を確保することは困

難であった。しかし、いわゆるリーマンショックが生じた翌年度の平成 21 年度から、失業者の雇用対策として「緊急雇用基金事業」が開始されたため、当館の所蔵資料の電子化を「神奈川県立公文書館所蔵資料電子化事業」として申請したところ実施が認められ、平成 21 年度以降、利用者や県民の方々にとって貴重な資料で、電子化することで利用者の利便が高まる資料から、下記のような方法で順次電子化事業に取り組んでいるところである。

(2) 所蔵資料の画像の電子化方法

所蔵資料の画像の電子化方法については、原資料そのものを撮影する方法と既存のマイクロフィルムから電子化する方法の二種類あるが、資料の分量やカラー化の要否を考慮し、郡役所文書等の歴史的公文書は既存のマイクロフィルムから電子化を行い、古文書・私文書や土地宝典は原資料を撮影してもらっている。

画像166



<前へ 次へ>

資料ID :
 資料群名 : 橋樹郡役所文書
 資料名 : 大正12年 庶務書類(震災無償配給) 郡-2-7
 内容 : 8 薬品配給に関する件
 年代 :
 差出人 :
 受取人 :

[大正12年 庶務書類\(震災無償配給\) 郡-2-7 目次へ戻る](#)

(図 2)

(3) 電子目録データの作成

電子化事業にあたって、画像の電子化とともに必要な作業は、電子目録データの作成である。これは、テキストファイル等の作成編集作業が中心であり、パソコン等の扱いがある程度分かっているならば、原資料やマイクロフィルムの扱いに習熟していない者でも対応は可能であろう。

(4) 新規雇用失業者と管理監督者の役割分担等

今回活用が認められた緊急雇用基金事業は、失業者の雇用を目的とするものであり、そのような方達が資料の撮影やマイクロフィルムの扱いに習熟していることは想定されていない。

しかし、上述したように、資料の電子化は、画像の電子化と電子目録データの作成の2種類の作業があることから、1級以上の文書情報管理士の資格を持つ受託企業の職員を「管理監督者」として従事させることで、資料撮影等の画像の電子化作業は資料の扱いに熟練した業者の職員である管理監督者が担当し、新規雇用失業者は、管理監督者の指示の下、電子目録データの作成など、資料の扱いに習熟していなくとも対応可能な作業に従事できるように工夫を図り、電子化を進めてきた次第である。

3. 「神奈川デジタルアーカイブ」の設置

次の問題は、これをどのようにインターネットで公開するかである。

そこで、当館と同様、本県の関係資料の電子化

を進めており、かつ、図書検索等のために独自のインターネットサーバを保有している県立図書館に、両館の電子化した資料をインターネット環境を通じて広く公開することを申し入れたところ快諾していただき、平成24年3月1日から両館が共同で「神奈川デジタルアーカイブ」を設置し、インターネット公開を開始した次第である。

4. 「神奈川デジタルアーカイブ」の今後の課題

「神奈川デジタルアーカイブ」の最大の課題は、今後、当館の資料の電子化をどのように進めていくかである。平成24年度までは国の緊急雇用基金事業として予算化されてきたが、本稿を執筆している平成25年1月の時点では、平成25年度からは制度が変わる方向であると聞いており、緊急雇用基金事業を活用できる見込みは低いと思われる。今後も所蔵資料の電子化に取り組むため、今後どのように予算を確保していくか、国の政策の動向等も注視しながら検討を進めていく必要がある。

5. 最後に

神奈川デジタルアーカイブと資料の電子化をどのように行ったかを紹介したが、論点が多いため、ごく簡単な紹介に終わった感が否めない。ご質問などあれば、当館までお問い合わせいただければと思う。小論が、他の公文書館の資料の電子化事業の推進に少しでも役立てばと願う次第である。

¹ 平成24年度も県会・参事会文書等の電子化を実施中であり、平成25年3月～4月頃に神奈川デジタルアーカイブのコンテンツがさらに増える予定である。

² なお、各資料がどのようなものであるかは、紙面の関係上、省略する。上記のホームページにアクセスしていただければと思う。